

部活動の地域展開に係る検討状況について

1 趣旨

本市における中学校部活動の地域展開については、令和 4 年 1 2 月に国が示したガイドラインに基づき、生徒が将来にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保し、地域全体で教育を支える仕組みを強化することをめざしている。

令和 6 年 1 0 月 1 1 日（金）に実施した第 5 回検討会議について報告するものである。

2 第 5 回検討会議の内容

- ・第 4 回検討会議における委員意見と対応方針について
- ・東広島市立中学校の部活動の地域展開推進方針（案）について
- ・今後のスケジュールについて

3 出された意見等

分類	意見等
全体	・地域クラブ活動はどのようなものをイメージしているのか。どのような地域クラブ活動を目指していくのか。 ・具体的に進めるのであれば、スピード感を持って、具体的な案を早め早めに考えていかないといけない。 ・運営団体の設置について、吹奏楽では特に必要である。 ・ロードマップ等に「教員の負担軽減」という言葉が出ているが、少し抵抗感がある。 ・部活動は、学校教育の中で先生が主導してくれる中で育ってきた。国から地域に展開しなさいと言われているので、これまでのやり方にこだわっていても現実的なものにはならない。 ・皆さんの意見を聞いて、やはりスポーツは学校教育の中でできてきたのだと思った。素晴らしい功績もあったと思うが、前に進んでいくためにはどこかで踏ん切りをつけていく必要がある。 ・コミュニティ・スクールを活用するという考えが出てこないといけない。 ・推進方針等について報告だけで済ませるのではなく、今どきのスタイルとしてパブリックコメントが必要なのではないか。学校や教員等からぜひ意見を聞いてほしい。 ・1 0 0 年続いてきた仕組みを変えることは、すごく大きな改革である。全てのことへの対策を考えることは難しいと思うが、意見を出し合って、具体的なモデルを作ってもらいたい。

保護者	・参加者からの会費のみで運営していくことが本当に可能なのか。 ・今までのやり方がいいと思っている生徒、保護者、教員等がいることも忘れないでほしい。 ・PTAでは、「できるわけない」という意見が出ている。一番の問題は移動手段である。 ・地域展開に向けて保護者に説明する際には、お金がかかることをはっきり認識してもらう必要があるのではないか。
教員等	・兼職兼業の内容について、具体的な制度設計が必要である。 ・部活動に熱心な教員等がいる一方で、部活動に対して不安を持っている教員等も増えてきている。 ・子どもたちのためでもあるが、教員の負担軽減もある。地域展開をすることで教員の負担が増えることはあってはならない。 ・ウェルビーイングが言われている中で、子どもを指導する中で、自分たちの生きがいを感じている教員もたくさんいる。それを一律に減ずれば、良い教育活動になるとか、教員のやりがいに繋がるのかということは個々の教員の状況もあることを踏まえて考えてほしい。教員がやる気をもっていることで、子どもたちの充実に繋がる。そこのバランスが大事だと考える。
指導者	・指導者の資格、登録制度、保険等についても整理する必要がある。
施設	・休日に学校施設を使うとなると、セキュリティの問題は大丈夫なのか。

4 今後のスケジュール（予定）

- ・12月 ロードマップについて経営戦略会議報告、議会報告
- ・1月 市HP掲載、保護者・生徒・教職員等への周知

部活動地域展開の推進について

基本目標・基本方針

- ＜基本目標＞
希望する全ての生徒が、生涯にわたって地域で多様なスポーツ・文化芸術活動に主体的に親しみ、豊かな人生を切り開くことができる。
- ＜基本方針＞
- 子どもたちの「やってみたい」を応援し、夢や目標に向かって挑戦できる環境づくり
 - 生涯にわたって、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくり
 - 活動を継続できる体制づくり
 - 多世代の交流による地域のつながりづくり

期待される効果

子ども 充実した活動、新たな活動や複数の活動に参加

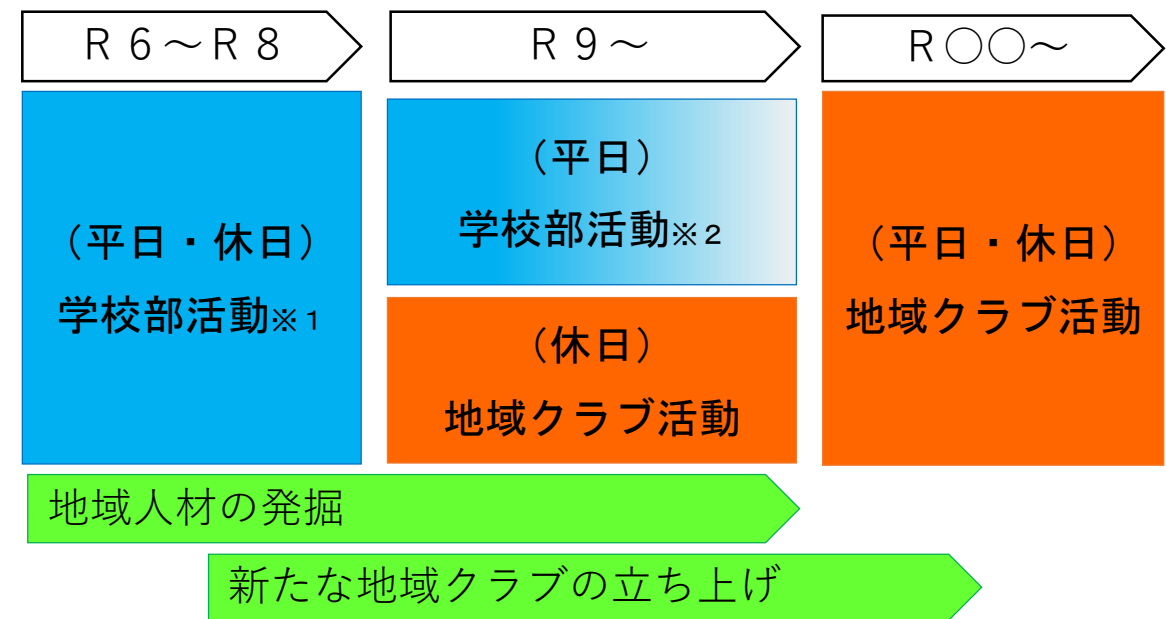
地 域 生涯学習の推進、多世代のつながりの充実

学 校 子どもと向き合う時間の確保による教育の質の向上

学校部活動から地域クラブ活動へ

学校が主体となって、学校の中で行われてきた学校部活動から、地域展開を行うことにより、地域の多様な組織や団体が主体となって、地域の多様な場所で行われる新たな環境でのスポーツ・文化芸術活動を展開していく（「地域クラブ活動」とは、地域の指導者等が指導するスポーツ・文化芸術活動）

地域クラブ活動への今後の流れ



※1 実践モデル地域の現状等を踏まえて、地域展開を進めることも可能である。
※2 地域によっては、平日を含めた地域展開も可能である。

今後に向けて

- 【現状の課題】
- ・地域クラブ、指導者、活動場所の確保
 - ・費用負担の在り方
- 【取組】
- 運営体制の整備（部活動検討会議等の定期的な開催）
 - ・学校部活動の支援（部活動指導員、外部指導者等）
 - ・地域で確保が必要なクラブの選定
 - ・指導者確保（関係団体との連携、兼職兼業制度、資格等）
 - ・適切な活動費の検討
- 等



※ 国や県の方針によって、時期の変更あり

東広島市立中学校の部活動地域展開推進方針（案）

令和6年10月
東広島市教育委員会

1 はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味、関心のある同好の子どもが、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の支えにより、本市におけるスポーツ・文化芸術の振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る以外にも、異年齢との交流の中で、子ども同士や教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を養成するなど、学校における子どもの自主的で多様な学びの場として、教育的な役割を果たしてきました。

しかしながら、少子化の進行や社会の変化による子どもたちのニーズの多様化などにより、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず、教員等が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。こうした状況を受け、国（スポーツ庁及び文化庁）においては、学校部活動を段階的に地域へ移行することとして、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を定め、新たな地域クラブ活動をするために必要な対応などを示しています。

本市では、市内の実情に応じた部活動の地域展開を着実に推進するため、「東広島市立中学校の部活動地域展開推進方針」を策定し、地域の運営団体、実施主体によるスポーツ・文化芸術活動の環境整備に向けた方向性を示すこととしました。

本市でこれまで、教員等の献身的な取組により支えられてきた「活発な部活動」を踏まえつつ、将来にわたって持続可能なスポーツ・文化芸術活動を推進し、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と本市におけるスポーツ・文化芸術活動の活性化に向けて、新たな活動環境の構築を推進していきます。

なお、本推進方針の内容は、国や県の方針、地域クラブ活動の体制整備の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

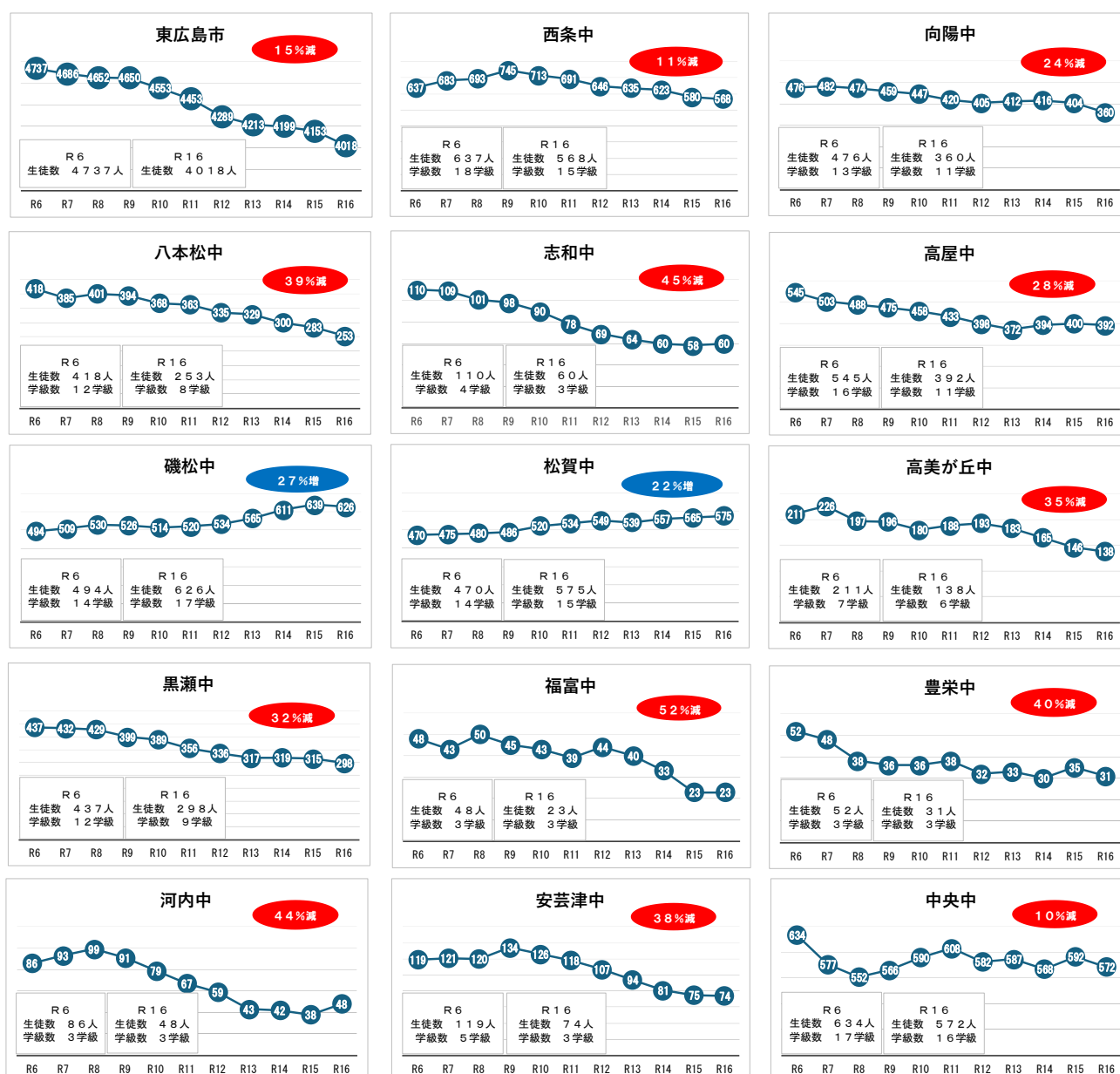
2 本市における中学校生徒数の推移について

本市の公立中学校を取り巻く状況は、近年大きく変化しています。本市の公立中学校の生徒数は、平成17年の合併をピークに増減を繰り返しておりますが、今後は少子化による生徒数の減少が予想されます。

今後10年間の各中学校の生徒数の推移から、多くの中学校では、減少することが予想されます。

こうした中、学校部活動では支えきれなくなっている中学生のスポーツ・文化芸術活動について、今後は学校単位から市全域を対象とした活動に移行していくことにより、少子化の中でも、将来にわたり中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する必要があります。

今後10年間の生徒数の推移（令和6年～令和16年）



3 本市における地域展開の方向性

(1) 「学校部活動」から「地域クラブ活動」^(注1)へ

本市における部活動の地域展開は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という認識のもと、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、子どもの心身の健全育成等を図るとともに、地域に新たな価値を生み出し、より良い地域づくりにつなげていくことを目指します。

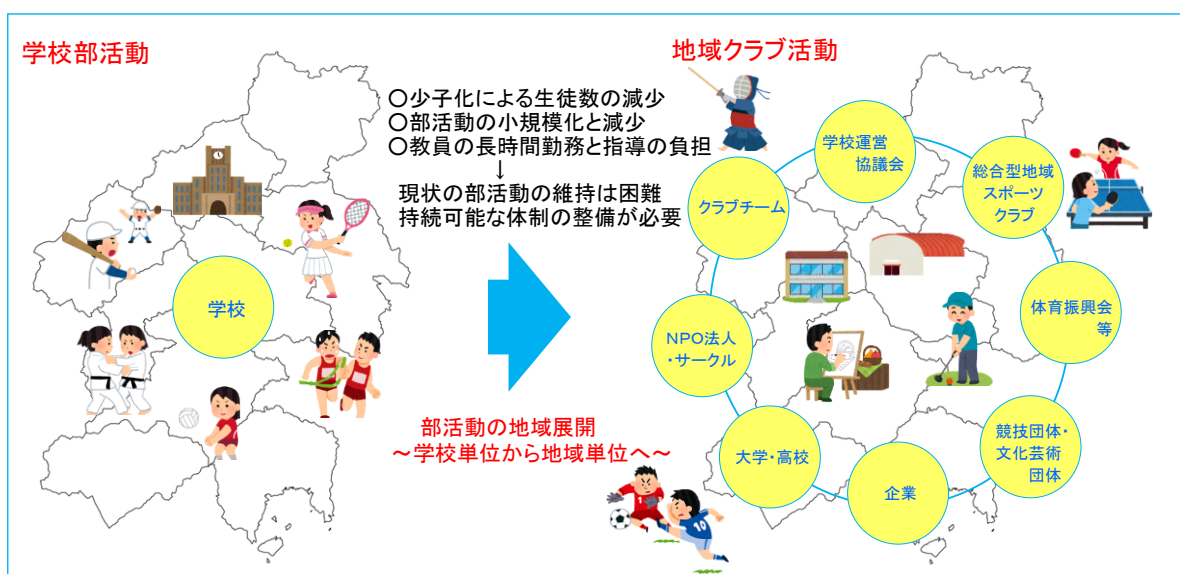
学校が主体となり、学校の中で行われてきたこれまでの学校単位での部活動から、地域の多様な組織や団体が主体となり、地域の多様な場所で行われる新たな環境での地域クラブ活動へと移行していきます。

少子化が進み、社会全体の動きが変わる中、地域のスポーツ・文化芸術活動を支える人材の確保が大きな課題となることが予想されます。子どもがスポーツ・文化芸術活動への関わりを継続し、大人になってもその活動に取り組んだり、見たり、支えたりすることで、スポーツ・文化芸術活動に親しむ人の循環が生まれ、持続可能な社会が実現することにつながると考えています。

地域と学校と行政との連携・協働により、子どもや保護者の負担に十分配慮しつつ、地域クラブ活動の環境整備に取り組んでいく必要があります。

そこで、本市では、「希望する全ての生徒が、生涯にわたって地域で多様なスポーツ・文化芸術活動に主体的に親しみ、豊かな人生を切り開くことができる」持続可能な地域クラブ活動を目指し、学校を含めた地域におけるスポーツ・文化芸術活動の環境を整え、子どもの多様な体験機会の創出を「チーム東広島」で進めていきます。

(注1)「地域クラブ活動」とは、地域の指導者等が指導するスポーツ・文化芸術活動



【基本目標】

希望する全ての生徒が、生涯にわたって地域で多様なスポーツ・文化芸術活動に主体的に親しみ、豊かな人生を切り開くことができる

【基本方針】

- 子どもたちの「やってみたい」を応援し、夢や目標に向かって挑戦できる環境づくり
- 生涯にわたって、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくり
- 活動を継続できる体制づくり
- 多世代の交流による地域のつながりづくり

部活動の地域展開で期待される効果

子ども	充実した活動、新たな活動や複数の活動に参加
地域	生涯学習の推進、多世代のつながりの充実
学校	子どもと向き合う時間の確保による教育の質の向上

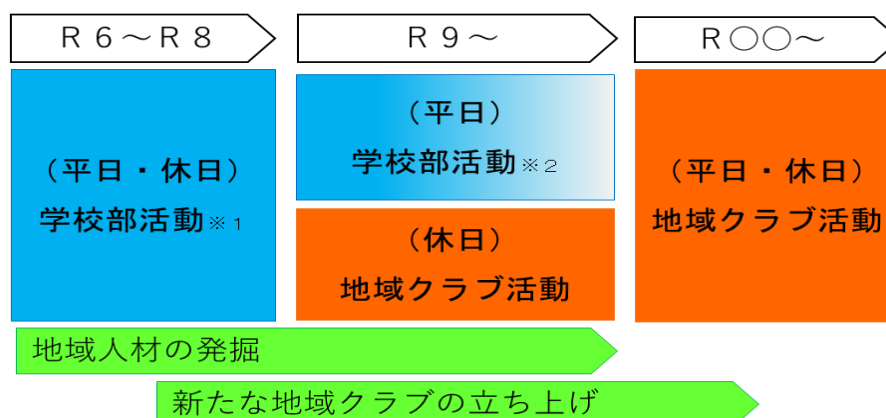
(2) 地域展開の時期

国が示す改革推進期間を踏まえ、本市においては令和8年度までを「地域展開推進期間」とし、学校部活動の段階的な縮小や地域展開に向けた取組を進め、地域クラブ活動の環境整備を図ります。

令和8年度末で、休日の部活動は終了します。平日の部活動については、当面継続していき、地域展開の状況を踏まえ段階的に縮小していきます。

ただし、令和9年度以前でも地域の現状等を踏まえて、前倒して地域展開を進めることは可能です。また、令和9年度以降、地域によっては、平日を含めた地域展開も可能です。

地域クラブ活動への今後の流れ



※1 実践モデル地域の現状等を踏まえて、地域展開を進めることも可能である。

※2 地域によっては、平日を含めた地域展開も可能である。

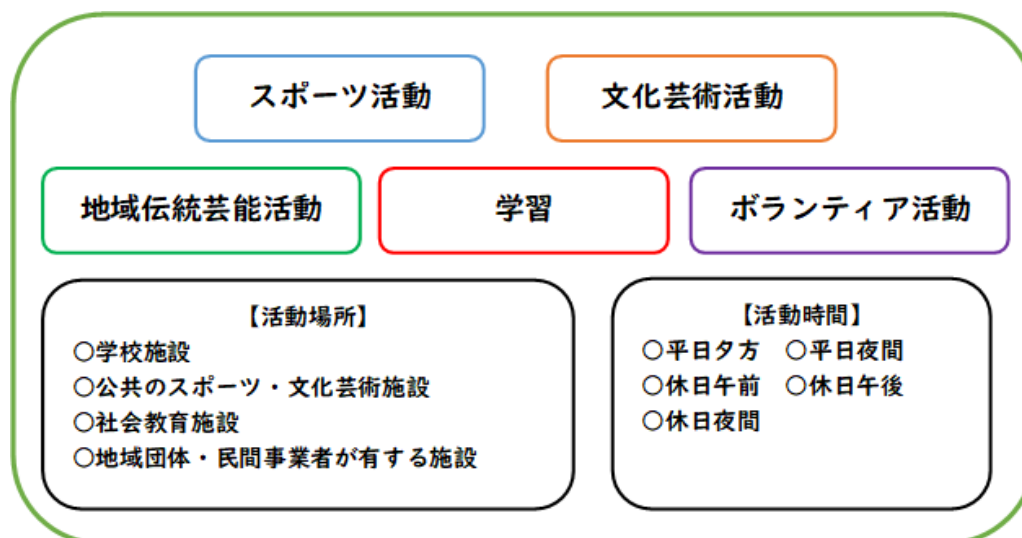
(3) 多様な地域クラブ活動

部活動の地域展開により、今後、子どもたちは生涯学習活動の一環として、地域クラブ活動に取り組むことになります。地域クラブ活動は、スポーツ・文化芸術活動に限らず、地域伝統芸能活動やボランティア活動、学習なども含めたものとなります。活動場所は、市内全域とし、学校施設を含む地域の様々な場所を活用し、活動時間は、教育活動以外のすべての時間が活動対象時間となり、指導者は、地域の指導者等となります。

活動場所や活動時間、指導者は多様となるため、子どもたちは自身の状況等を考慮し、ニーズに合った活動を選択し参加することになります。

こうした多様な地域や世代にふれる機会の創出は、子どもの人格形成につながるとともに、交流を通じた地域の活性化に寄与するものと考えています。また、学校部活動が担ってきた教育的意義や役割が、地域クラブ活動においても継承・発展できるよう、地域と学校と行政が連携・協働して取組を進めていきます。

【地域クラブ活動のイメージ】



4 今後の体制整備について

(1) 庁内の組織づくり

部活動の地域展開を進めていく上で、関係部局による連携は重要となることから、体制を整備し、円滑な移行に向けた取組を進めていきます。

(2) 地域クラブ活動の公認制度

子どもたちは今後、地域クラブ活動に取り組むこととなります。子どもたちが地域において安全安心に活動できる体制を整えるため、市として、地域クラブの公認制度について検討する予定です。

地域クラブの公認とは、地域で活動している既存の団体や講座、教室、サークル等が登録を申請し、一定の要件を満たした団体を「公認地域クラブ」として認定していくものです。

また、本市が目指す公認地域クラブ活動を展開していくために、スポーツ活動・文化芸術活動のそれぞれに関する実務を担う運営団体の設置について検討していきます。

公認地域クラブ活動の要件（例）

○ 国のガイドラインに準じた活動を行っていること。

【主な内容】

活動時間…原則平日は2時間程度／休日は3時間程度

休 養 日…週2日以上（平日・休日ともに1日以上）

会 費…活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉など

○ 適正な指導を実施できる体制を有していること。

○ 事故やトラブル等の管理責任の主体が明確であり、その解決に向けた体制が整備されていること。

○ 規約や定款等に基づき団体の運営が行われ、会計が適切に処理されていること。

(3) 指導者

スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員や外部指導者、退職教員、兼職兼業を希望する教員等^{（注2）}、公認スポーツ指導者、競技・活動経験のある大学生や保護者など、様々な関係者から専門性や資質・能力を有する指導者を確保するとともに、地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携を図りながら、指導者の発掘・把握に努め、適切な活動の実施に努めます。

指導者については、学校部活動（学校部活動の在り方に関する方針）に準じ、参加者の心身の健康管理、また、事故防止及び体罰、ハラスメントの根絶のための研修の実施に努めます。

(注2) 教員等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について

休日における指導を希望する教員については、本人の意思を尊重し、健康への配慮や勤務校における業務への影響、学校運営に支障がないことの事前確認等も含めた上で、兼職兼業を行うことを可能とします。

○ 兼職兼業を行うことが可能な条件

- ・ 当該教師等が希望する場合（希望していない場合は認めない。）
- ・ 地方公務員法第38条（営利企業への従事等許可）や教育公務員特例法第17条（兼職及び他の事業等の従事）の規定に基づく場合
- ・ 校長による本務への支障の有無等の確認後、了承し、服務を監督する東広島市教育委員会が許可した場合

＜ 兼職兼業の留意点 ＞

- ・ 周囲の要望や同調圧力等による教師等への依頼にならないようにする。
- ・ 時間外在校等時間と地域クラブ従事時間の合計が、複数月平均80時間を超えないように、学校と東広島市教育委員会が管理する。（教師等の心身の健康の確保のために、時間外在校等時間と地域クラブ従事時間の合計が月45時間以内となることが望ましい。）
- ・ 改善が見られない場合は、兼職兼業等を解除する。

(4) 活動場所

学校施設に加え、公共スポーツ施設、社会教育施設（地域センター等）等の確保に努めます。

また、活動場所への移動については生徒本人か保護者送迎を基本とします。

(5) 費用負担

地域クラブは、参加者からの会費等による自立的な運営を基本とし、持続可能な活動をめざします。教育委員会は、会費等が参加しやすい金額となるよう、ガイドラインの提供、企業からのスポンサーシップや地域社会の支援といった他の財源の確保などを推進します。